

※仕様書の内容については企画提案や候補者選定後の協議・調整によって変更することがあります。

座談会等開催委託業務仕様書（案）

1 業務名

座談会等開催委託業務

2 委託業務の目的

森林環境税（以下「税」という。）は、県民参加による森林環境の保全を目的に平成15年に導入され、令和6年度は22年目、5年ごとに延長された第五期の2年目にあたる。令和4年度に実施した県民世論調査では、税及び税の使途の認知度は3割未満であり、平成15年度の森林環境税の徴収に関する認知度調査の「知っていた」47.1%と比較すると低くなっている。このため、税及び税の活用事業について、周知を図るとともに、森林環境保全を進めるための地域課題を参加者間で共有し、課題解決を進めるための意見交換会を開催する。

3 業務内容

税に関する意見交換会を実施する。また、この取組を通じて、引き続き税への理解と協力を得られ、より多くの県民参加につながるよう広報を行う。詳細は以下のとおり。

- ・本仕様書にいう企画・運営とは、業務内容等の企画、参加者の募集、実施及び業務終了後の概要報告、広報までを含む一連の業務を指す。
- ・税や税を活用した取組については、以下のホームページなどを参考にすること。

森林環境税 <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/ken-kankyousei/>

(1) 意見交換会の開催

ア 意見交換会の企画・運営

趣旨：地域の森林、林業等の現状や課題を参加者に伝えるとともに共有する。そのうえで、税及び税の活用事業並びに県民参加による森林保全等に対する意見や提案を広く集める。

- ・嶺北地域（嶺北林業振興事務所管内）、中央西地域（中央西林業事務所管内）で各1回、計2回開催する。
- ・3部構成とし、運営の概略については、次のとおりとする。

第1部	森林環境税及び国の森林環境譲与税についての説明と質疑 (これまでの税を活用した事業紹介。説明は県及び市町村が行う。)
第2部	・森林環境税活用事業団体等の地域の代表による事例発表や意見発表 ・発表者と参加者による質疑
第3部	・参加者でテーマ別にグループを作り、意見交換（意見交換は参加者を3から6人程度のグループに分け実施する。） ・意見交換内容の集約

- ・参加目標は1回につき、会場参加者を30名以上（県及び市町村職員、高知県森と緑の会の職員、受託者のスタッフを除く。）とする。
- ・総合司会、事例発表者、事例発表のコーディネーター、意見交換のファシリテーター及びグループごとの座長を配置する。
※グループの座長はテーマごとに見識を持つ人とし、提案をもとに別途協議のうえ決定する。
- ・総合司会、コーディネーター、事例発表者、ファシリテーター、座長の報償費・旅費（交通費）については委託料の中で受託者が支払うものとし、その報償費は、意見交換会1回につき1人当

たり 9,000 円を標準とする。

- ・設営や運営方法の詳細は、別途協議のうえ決定する。
- ・会場設営は、受託者が行う。
- ・参加者に税に関するアンケートを行う。
- ・参加者との意見交換で出された意見、アンケートの集計、議事録、実施状況を記載した報告書を意見交換会開催後、45日以内に県に提出すること。
- ・開催日時及び会場については、提案をもとに受託者と県とで調整のうえ決定することとし、原則として7月から9月末までの土曜日又は日曜日に開催する。
- ・会場は原則として公共施設（施設には屋外を含む。以下同じ。）とするが、適当な会場が選定できない場合には、有料の民間施設を選定する。その場合、費用は委託料の中で受託者が支払うこと。なお、県が費用を支払うことで費用負担が小さくなるなど合理的な理由がある場合には、委託料から同額を減ずることをもって県が費用を負担する場合がある。
- ・開催時間は、各会場2時間程度とする。

イ 広報

(ア) 新聞広告

意見交換会の開催前に、高知新聞朝刊にて全5段以上の広告を掲載する。

(イ) 配布物・掲示物

意見交換会の開催前に、チラシを配布又は掲示する。

※チラシの配布先、掲示先や部数は、提案をもとに別途協議のうえ決定する。

(ウ) Web 広告

意見交換会の開催前に、X、Instagram、Facebook 等の SNS 広告や Google 検索広告等の Web 広告を掲載する。

(エ) 広報物の内容

意見交換会の開催告知、第五期森林環境税の活用事業を紹介する。

ウ 参加者増加のための取組

- ・イに加え、参加者を増加させるための広報手段や、多くの人の来場が見込まれるイベントとの連携、また、単独で開催する場合は木製遊具の展示を行うなど、参加者増加のための取組を検討すること。
- ・参加者増加のため、電話、訪問等の方法により、林業関係団体、集落活動センター、NPO 法人、森林保全ボランティア団体、地域おこし協力隊等へ参加を働きかけること。
※連絡先は別途協議のうえ決定する。
- ・アの会場参加者のうちアンケートへの回答に協力いただいた方にノベルティグッズをプレゼントすること。

4 成果物

報告書等について、以下のとおり提出すること。なお、(1) 及び (2) をセットにし、製本1部と Word などの電子ファイル (CD-R 又は DVD など (Windows 版)) 1 式を納品すること。

※電子ファイルはウイルスチェックを実施しておくこと。

- (1) 意見交換会で出された意見、アンケート、議事録、実施状況 (画像を含む) などを取りまとめた報告書
- (2) 当委託業務において広報・PR のため制作した素材一式 (作成の残部があれば残部全て)

5 その他

- (1) 3の(1)の業務の企画・運営に当たっては、税を活用して実施されている事業であることを様々な方法で明示及び周知すること。なお、明示内容や方法は、県と協議して決定すること。
- (2) 委託業務の詳細は、県と別途協議・調整のうえ変更、決定することができる。
- (3) 委託業務の実施において、物品を調達する場合は、「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。
- (4) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じ県と協議のうえ決定するものとする。